

## 平成 21 年度 健全化判断比率および資金不足比率について

平成 19 年度、地方の財政運営を適正にするために「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布され、平成 20 年度に本格施行されました。地方公共団体は毎年度、財政の健全化判断比率として一般会計等の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の 4 つの指標と公営企業については資金不足比率を監査委員の意見書を付して議会に報告するとともに、住民に公表することが義務付けられました。

また、健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合、または資金不足比率が経営健全化基準以上になった場合は、財政健全化計画等を策定し、計画的に健全化に向けて取り組まなければなりません。

健全化判断比率の公表は平成 19 年度決算から、また、財政健全化計画等策定の義務は平成 20 年度決算から適用されます。

### 1. 健全化判断比率等について

#### ①実質赤字比率

一般会計などの実質赤字額の標準財政規模に対する比率

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

#### ②連結実質赤字比率

全ての会計の実質赤字額の標準財政規模に対する比率

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

#### ③実質公債費比率

主に一般会計などが負担する元利償還（借金返済）金の標準財政規模に対する比率

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\begin{array}{l} \text{（地方債の元利償還金 + 準元利償還金）} - \\ \text{（特定財源 + 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{標準財政規模} - \text{（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）} \end{array}}$$

(3 ヶ年平均)

#### ④将来負担比率

主に一般会計などが将来負担すべき実質的な負債（借金）の標準財政規模に対する比率

$$\text{将来負担比率} = \frac{\begin{array}{l} \text{将来負担額} - \text{（充当可能基金額 + 特定財源見込額 + 地方債現在高等に係る} \\ \text{基準財政需要額算入見込額）} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{標準財政規模} - \text{（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）} \end{array}}$$

注）標準財政規模とは、地方自治体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的な一般財源の規模を示します。平成 21 年度の塩竈市の標準財政規模は 11,999,310 千円となっています。

## 2. 健全化判断比率の算定結果

平成 21 年度の塩竈市の健全化判断比率は以下のとおりと算定され、いずれの指標も早期健全化基準を下回る結果となりました。

平成 20 年度に引き続き、「実質赤字比率」・「連結実質赤字比率」とともに発生しておりません。

市税などで負担する地方債の元利償還金の状況を表す「実質公債費比率」は 8.2%となり、前年度と比較し 0.9 ポイントの増となりました。17 年度に実施した公的資金借換債や退職手当債の元金償還がはじまったことにより公債費が増加したためです。

将来負担すべき地方債の残高など実質的な負担の状況を表す「将来負担比率」は、主に公営企業にかかる公債費の繰入見込額の減により、26.5 ポイント減の 100.4%となりました。

| 指標名      | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 早期健全化基準 | 財政再生基準 |
|----------|----------|----------|----------|---------|--------|
| 実質赤字比率   | —        | —        | —        | 13.06%  | 20.00% |
| 連結実質赤字比率 | 9.99%    | —        | —        | 18.06%  | 40.00% |
| 実質公債費比率  | 9.1%     | 7.3%     | 8.2%     | 25.0%   | 35.0%  |
| 将来負担比率   | 136.8%   | 126.9%   | 100.4%   | 350.0%  | —      |

※早期健全化基準は 21 年度のものであります。

## 3. 資金不足比率の算定結果

資金不足比率とは、各公営企業の資金不足額が事業の規模に対してどのくらいの割合になるのかを示す指標です。平成 20 年度決算からは市立病院事業会計のみとなりました。

平成 21 年度は市立病院事業会計で 10.6%となり、市立病院改革プランに基づく経営改善などにより前年度と比較し 6.5 ポイントの減となりました。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

| 会計名 |              | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 経営健全化基準 |
|-----|--------------|----------|----------|----------|---------|
| 法適  | 水道事業会計       | —        | —        | —        | 20.0%   |
|     | 市立病院事業会計     | 97.4%    | 17.1%    | 10.6%    |         |
| 法非適 | 交通事業特別会計     | —        | —        | —        |         |
|     | 魚市場事業特別会計    | 290.5%   | —        | —        |         |
|     | 下水道事業特別会計    | —        | —        | —        |         |
|     | 漁業集落排水事業特別会計 | —        | —        | —        |         |

※資金の不足額のない会計は「—」で標記しています。